

業務名 境港市温室効果ガス排出削減実行計画（区域施策編）策定業務

No.	実施要領/仕様書の別	該当ページ	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領	1P	2 入札参加条件（7）	<p>①「（7）地方公共団体等（国、県及び市長村）からの発注において、温室効果ガス排出削減実行計画の事務事業編又は区域施策編の受注実績があること。」とは、ゼロカーボン総合戦略策定も実績となるか、</p> <p>②実施中の事務事業編又は区域施策編も実績として認められるか。</p>	<p>①実績として認められるのは、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき策定されるもの。</li> <li>・区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条第3項又は4項に基づき策定されるもの。</li> </ul> <p>計画名称は自治体により異なる場合があり、ゼロカーボン総合戦略策定が、上記の位置づけで策定されたものであり、自治体としても当該計画を事務事業編として国などへ策定実績として報告しているものは、実績として含まれます。</p> <p>②実施中の事務事業編又は区域施策編についても実績に含めています。</p>